

高松家庭裁判所委員会（第31回）議事概要

1 日時

令和元年6月7日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

高松家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

今村智仁，小野美佐子，菊井一夫，辻川靖夫，土田恵美，松島欣哉，向井祐子，柳瀬治夫，吉田剛

(2) 説明者

中野知里（主任家庭裁判所調査官）

(3) 事務担当者

藤川浩（首席家庭裁判所調査官），松井隆樹（首席裁判所書記官），淺原健（次席家庭裁判所調査官），中儀香織（次席家庭裁判所調査官），藤本薫（事務局長），水関正裕（事務局次長），山沖博史（総務課長），田中敬士（総務課課長補佐）

4 議事（■委員長，○委員，●説明者又は事務担当者）

(1) 高松家庭裁判所長あいさつ

(2) 本日のテーマ「家庭裁判所調査官について」に関する協議

ア テーマに関して，説明者が家庭裁判所調査官の職務内容及び研修制度等について説明した後，児童室の見学を実施した。

イ 質疑応答及び意見交換

○ 高松家裁の実情として，家庭裁判所調査官（以下「家裁調査官」という。）は家事事件及び少年事件の処理においては専務制なのか兼務制なのか。また，常時どの程度の事件を担当しているのか。

● 高松家裁ではいずれの家裁調査官も家事事件及び少年事件の両方とも担当している。担当事件数については，事件数の動向に左右されるため変動

するが、常時20件程度は担当している。

- 採用後の研修制度や体制が非常に充実していると感じた。なかなか他の機関で同様の体制が取れているところは少ないのではないか。また、児童室を見学させていただいたが、児童室を利用して非常に丁寧に取り組んでいるところに感銘を受けた。
- 職務の中で、家裁調査官の調査報告書を拝見したことがあるが、かなり深掘りして聞き取りを行っており、少年の抱えている問題やこれまでの生育環境などがとても丁寧に書かれており、非常にすばらしかった。家裁調査官の職務を世間に知ってもらうためにも、何かしらの形でフィードバックなどを検討しても良いのではないか。
- 評価していただいていることについては感謝している。引き続き質の高い調査報告書を作成していけるよう努めたい。社会へのフィードバックについては、プライバシーの関係や、審判の非公開の原則などの制約があって、なかなか難しいところがある。
- 児童室での試行的面会交流についてだが、非同居親との面会を嫌がっていた同居親が、試行的面会交流を実施しても、考えが変わらず、その後も態度を変えなかったというケースはどれくらいあるのか。
- 試行的面会交流については、同居親が面会をさせても良い（面会交流に前向き）というスタンスになった段階で行われることが多いので、委員御指摘のようなケースは全くないということではないものの、事例としてはかなり少ないと思われる。
- 昨今のネット社会の進展により、社会的な価値観や家族の在り方及び家庭の在り方が大きく変わってきており、これまででは想像もできなかったような事件や問題が起こっているが、家裁調査官はこのようなネット社会が家族や人間の脳に与える影響に関する研修などは行っているのか。
- SNSを初めとしたネット環境が家族や人に与える影響については非常

に大きなものと考えている。それを踏まえて昨年、全国の家裁調査官を対象として行われた少年事件に関する研修で、SNSを利用した非行問題がテーマとして採り上げられた。最近の少年の非行問題においては、SNSを介した問題というものが多く、こうした事例を元に分析を行ったと聞いている。

○ 家裁調査官が取り扱う事例は、繊細で悩ましい問題も多いと思うが、具体的なケース・事例やエピソードを広報的に利用することを考えて良いのではないか。

■ 家庭裁判所から社会への情報発信のための媒体としてはこういったものが有効であると考えられるか。

○ 最近は色々と規制や制限が多くなっており、SNSなどは影響力が強すぎることもあるため、ホームページや紙媒体で紹介していくほうが良いのではないか。

○ 臨床心理士の方に話を聞くと、他人の不幸な話ばかりを聞くと心が重くなるなどと言われる方も多い。家裁調査官も同じような経験をされたこともあると思うが、どのような方法で解決しているのか。

● 委員御指摘のとおり、人間関係を取り扱っている我々家裁調査官にとって、職員自身のメンタルヘルスは組織的に対応していかなければならない重要な問題であると考えている。家裁調査官の組織は、基本的に、一人の主任家裁調査官と二人の家裁調査官の三人で一つの組を構成しており、三人でケースを共有し、三人で定期的にケースの検討や振り返りを行うなど協力しながら仕事を進めるようにしている。そういった中で、組織で問題を共有して対応するようにしており、ケースで感じた重荷や負担についても、チームで共有し支え合うという態勢をとっている。

○ 三人一組でケースを担当しているという話であったが、各組の年齢構成はどのようなになっているのか。また、組の中で年齢構成が問題（年齢によ

る考え方の違いなど) となることはないのか。

● 家裁調査官の年齢構成については、組織全体としては、比較的バランスの良い構成になっており、また先ほど説明した組のメンバーを決める際にも色々と配慮しているところである。さらに、実際の事件処理では、各年代の家裁調査官が相互にフォローする態勢が根付いていることから、年齢構成が原因となって問題が生じるようなことはないものと考えている。

■ 家裁調査官については採用試験の申込者数が減少傾向にあるが、学生への認知度はどうか。

○ 認知度はかなり低いのではないかとと思われる。一方で、家裁調査官は非常にやりがいのある仕事だと感じており、本日説明いただいた内容を学生に見てもらえば、家裁調査官を志す者も増えるのではないか。アプローチ先としては、公共サービスなどに興味や関心を持ち学んでいる層を対象としていくことが効果的なのではないか。

■ 本日は、貴重な御意見をいただいた。皆様からの御意見・御感想を今後の運営に生かしていきたいと思う。

(3) 次回期日

令和元年12月13日(金)午後1時30分から開催することとした。